独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社トーセ		コード	4728
提出日	2026/11/9	異動（予定）日	2026/11/26	
独立役員届出書の提出理由	2026年11月26日開催の当社定時株主総会において、新たに社外取締役に就任予定である吉村卓哉氏を独立役員として指定するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山田　啓二	社外取締役	○										△					有
2	堀木　エリ子	社外取締役	○													○		有
3	山田　善紀	社外取締役	○										△					有
4	吉村　卓哉	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社は、山田啓二氏と2018年8月から顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。	山田啓二氏は、地方行政における豊富な経験を通じて培われた幅広い見識と他社の社外取締役および社外監査役として企業経営を牽引する経験を有しております。また、国際観光に携わっていた経験から、当社グループの事業に今後一層求められる国際的な視点・知見も有しております。これらを活かして、社外取締役として当社グループの企業経営・事業経営に対する有益な助言が期待でき、また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2		堀木エリ子氏は、手すき和紙の様々な作品に新たな機能や用途を付加した前例のないものづくりに尽力した経験と実績を有しております。また、小田章株式会社入社後に新規事業部としてＳＨＩＭＵＳを設立するなど、和紙をすく伝統の継承とその技術革新のために常に挑戦を続けております。国内外の芸術文化の分野で幅広く活躍されているクリエーターとしての立場から、当社の新たな付加価値の創造やブランド力向上等に際し、有益な関与が期待でき、また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
3	当社は、山田善紀氏が代表社員を務める税理士法人川嶋総合会計と2006年4月から顧問契約を締結しておりましたが、契約を終了いたしました。	山田善紀氏は、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する高い見識と豊富な経験を背景に、特に内部統制やリスクマネジメントにおいて高い専門性を発揮し、多数の企業への助言・指導の経験と実績を有しております。他社でも社外取締役として多面的に経営管理に参画していることから、今後も専門的かつ中立的な立場からの助言・指摘により、取締役会の監査・監督機能の強化に寄与することが期待でき、また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
4		吉村卓哉氏は、任天堂株式会社にて経理・財務・総務・法務など企業経営における高度な業務経験と深い知見を有し、同社取締役（常勤監査等委員）として内部監査部門や会計監査人などとの密接な連携を通じて、実効性の高い監査・監督体制の構築・強化およびコンプライアンス推進に尽力された豊富な実績を有しております。同氏が長年にわたり培われた高精度な専門性とコーポレートガバナンス強化の実践的ノウハウは、取締役会の監査・監督機能の強化に寄与することが期待でき、また、当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。